

平成 25 年 2 月 19 日

各 位

会社名 株式会社ウェッジホールディングス
代表者名 代表取締役社長 田代 宗雄
(コード 2388 大証 J A S D A Q 市場)
問合せ先 執行役員 横山 幸弘
(TEL 03 - 6225 - 2207)

訴訟の判決とその後の対応 についてのお知らせ

当社は、平成 23 年 10 月 3 日付で株式会社エースデュース破産管財人より訴訟を提起されておりましたが、平成 25 年 2 月 14 日付で東京地方裁判所より判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および判決言渡日

東京地方裁判所民事第 49 部

平成 25 年 2 月 14 日

(判決書を受け取った日 平成 25 年 2 月 14 日)

2. 訴訟を提起した者

(1) 株式会社エースデュース破産管財人 河野法律事務所 河野 慎一郎

(2) 所在地 東京都港区浜松町 1 丁目 2 番 17 号 ストックベル浜松町 203

3. 訴訟の提起から判決に至った経緯

当社は、平成 22 年 3 月 9 日に、当社の保有する株式会社エースデュース株式のすべてを売却いたしました。(詳細につきましては、平成 22 年 3 月 9 日付「子会社の異動(譲渡)及び債権譲渡に関するお知らせ」をご参照ください。)

当社は、株式会社エースデュースの株式譲渡後も、同社に対して債権を有しておりましたので、同社と協議の上、分割弁済契約を締結し、定期的に資金の回収を行っておりました。

しかしながら、同社は新たな事業が軌道に乗らず平成 22 年 12 月 3 日に破産手続き開始決定を受けるに至り、破産管財人の元で破産手続きに入ることとなりました。

この破産手続きの過程で、破産管財人は当社が株式会社エースデュースの株式を譲渡した

時点で、既に同社が事実上破産状態で、支払不能状態にあったとして、当社が同社から分割弁済を受けたすべての金員（2922万4795円）の返却を求めて、破産管財人を「原告」、当社を「被告」とした訴訟を提起しておりました。

以後、当社といたしましては、株式会社エースデュースの破産は、当社が株式譲渡を行った後のマネージメントの問題に起因する問題であることを理由に、全面的に争ってまいりましたが、この度、東京地方裁判所にて第一審判決が言い渡されるに至りました。

4. 判決の内容

裁判所による当社に関する判決の内容は、①当社が原告に対し2922万4795円及びこれに対する平成22年11月20日から支払済みまで年6分の割合による金員を支払う②訴訟費用は、当社の負担とする③1項につき仮に執行することができるというものでした。

5. 今後の見通し

当社といたしましては、今回の判決は承服しがたいものでありますので、即刻、強制執行の停止決定を執り、東京高等裁判所への控訴の手続きを行いました。

当社の主張に誤りはありませんので、引き続き上級審でも当社の主張が全面的に認められるよう最善を尽くして参る所存です。

なお、現時点において当社の業績に与える影響は発生しておりませんが、今後具体的な見通しが立った場合には速やかにお知らせいたします。

この度の開示は開示規則上の開示事項ではございませんが、より一層透明性の高い開示を行い市場関係者の皆様にお知らせする当社の方針に照らして判断し、お知らせするものです。関係各位の皆様にはご心配をお掛けして真に申し訳ございませんが、何卒ご理解いただけますようお願い申し上げます。

以 上